

副本

平成31年(ワ)第1258号 損害賠償請求事件

原告 原告1 ほか5名

被告 国

答 弁 書

平成31年4月26日

大阪地方裁判所第11民事部合議1係 御中

被告指定代理人

〒530-0047 大阪市北区西天満一丁目11番4号 大阪法務局北分庁舎

大阪法務局訟務部 (送達場所)

(電話)

(FAX)

部 付 野 口 弘 雄

部 付 水 野 健 太

上 席 訟 務 官 櫻 井 ひろみ

上 席 訟 務 官 福 島 貴 浩

訟 務 官 千 同 舞

訟 務 官 河 村 聖

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省民事局

局 付 秋 田 純

局 付 周 藤 崇 久

民事法制管理官付法制第一係長 陶 山 敦 司

民事法制管理官付法制第一係主任 佐 藤 博 行

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

- (1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言
- (2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とするこ
と

を求める。

第2 請求の原因に対する認否及び被告の主張

追って準備書面により明らかにする。